

議案第3号

議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適正化に関する決議

地方分権改革の進展や各町村議会における議会改革の取組により、町村議会議員の活動量は増加しているが、その議員報酬の水準は30年以上ほぼ変化のないままとなっており、都道府県議会議員、市議会議員と比べ著しく低い水準となっている。現在、町村議会議員のなり手不足問題が深刻化しているが、このことが要因の一つと考えられる。

このような中、全国町村議会議長会においては、令和6年5月22日に議会に多様な人材の参画を促す観点から、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適正化を図っていくことを決議したところである。

議会・議員の活動及び議員報酬の水準については、各町村議会において判断するものであるが、地方自治における議会の重要性を考えた場合、全国の町村議会が一定水準以上の活動をし、議員報酬の水準を確保していくことが重要である。

このため、各町村議会の活動内容を充実し、住民の理解を得て、市議会議員との均衡を踏まえ、町村長の給料月額の47%程度を目指すこととする。

今後、全国町村議会議長会では、これを目標として各都道府県町村議会議長会と一致協力して、更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量の豊富化と議員報酬の適正化に向けて取り組むことをここに誓う。

以上、決議する。

令和6年7月10日

全国町村議会議長会
都道府県会長会